

## 第4章 福岡県の取り組み

福岡県では、中国・江蘇省やベトナム・ハノイ市などと覚え書きに基づく環境協力を進め、それをきっかけとした福岡県等の環境産業の展開を図ることを計画している。すでに福岡県等の抱えている人的資源や企業・地方自治体のネットワークを認識し、有効に活用していくこと、また政府、企業等の海外展開能力を高めていくことが重要であると思われる。

### 1. 国際環境協力とハノイ、江蘇省との協定

#### (1) 日韓海峽沿岸県市道環境技術交流事業

福岡県における本格的な国際環境協力は、九州北部3県（福岡県、佐賀県、長崎県）及び山口県（2000年から参加）と韓国1市3道（釜山広域市、全羅南道、慶尚南道、済州特別自治道）との間で1992年に開催された、「日韓海峽沿岸県市道知事交流会議」（日韓知事サミット）に基づく環境技術交流事業に始まる。

1995年度から1996年度に酸性雨の共同調査を実施し、その後も2ヶ年度を単位として、光化学オキシダント広域濃度分布特性調査や黄砂現象時の大気汚染物質調査、日韓海峽沿岸漂着ごみ一斉清掃を実施するなど、日韓海峽沿岸地域に共通する環境課題に関する事業を実施している。

2011年度は、済州特別自治道で地球温暖化や廃棄物等の環境分野に係る行政施策、調査、研究等について発表する環境シンポジウムを開催することとしている。

#### (2) 国際環境人材育成事業

2005年の産業廃棄物税の導入を契機として、その税収を活用し、2006年度から、県内の循環型社会づくりのための各種施策と併せ、アジアにおける循環型社会の形成に貢献するため、国際環境人材育成事業に取り組むこととなった。

この事業は、アジア諸都市等の中核行政官を本県に招聘し、環境に関する知識や技術の向上のために、本県の環境資源やノウハウを活用して研修を行うものである。

また、この事業では、アジア諸都市との環境分野におけるネットワークの構築をも目指したものとなっている。これまでに、8つの国や地域（中国、アセアン、インド）から、既に68人の行政官を招聘し研修を実施したところである。

2010年には、同事業に参加した研修生からの提案により、中国山東省環境産業使節団が来福し、環境産業セミナーや商談会が開催されたところであり、ネットワーク構築の成果も着々と得られつつある。

### (3) アジア環境改善協力事業

近年、アジア地域では、急速な経済発展とこれに伴う環境問題の深刻化により、本県と友好提携関係にある都市を中心に、本県に対して、環境協力の要請があっている。

福岡県には、公害を克服する過程で蓄積した環境技術やノウハウがあることから、これらを活用し、アジア諸地域の環境課題の解決に貢献するため、現在、具体的な要請のあっているベトナム・ハノイ市や中国・江蘇省などとの間で、環境技術交流や環境ビジネス交流を含めた環境協力協定の締結、並びにこれらの協定に基づく具体的かつ実践的な環境協力事業の実施に向けた準備を進めている。

### (4) ハノイ市との環境協力協定

2008年2月に福岡県知事とハノイ市長との間で、経済、環境、文化、教育、観光、青少年育成など幅広い分野での交流・協力をを行う「友好・協力関係強化に関する覚書」の調印が行われた（所謂、友好提携の調印）。

翌年の2009年10月には、交流をより具体的に推進するため、福岡県知事とハノイ市長との間で「友好・協力関係強化に関する協議書」が調印され、ハノイ市から、特に環境分野での積極的な支援・交流を強く要請された。

これを受け、その2ヶ月後の12月、ハノイ市の環境課題の解決のため、環境部長を団長とする現地調査団を派遣した。

調査は、ハノイ市関係部局との協議をはじめ、ハノイ市内の河川・湖の調査、ハノイ市の廃棄物最終処分場であるナムソン埋立処分場の調査、絹製品などの手工業村の排水処理の実態調査、また、多くの日系企業が立地するタンロン工業団地の調査に加え、廃棄物処理事業を実施する都市開発公社（URENCO）やJICAベトナム事務所などとの協議を行った。

そして、この調査結果に基づき環境課題解決のための方策を示した提案書を作成し、2010年5月にハノイ市に提示・説明した。また、今後の円滑な環境協力を進めるため、環境協力協定を締結することで合意した。

その後、環境協力協定の内容及び締結時期についての事務協議が整い、同年10月のハノイ建都1000年祭という記念すべき機会に、知事とハノイ市長との間で環境協力協定の調印が行われた。

協定書の内容であるが、名称はハノイ市の要請に基づき「福岡県とハノイ市の環境管理及び保護分野における協力に関する覚書」となっている。

この覚書の特徴としては、環境協力の分野を、水質や大気の管理、廃棄物の管理とリサイクル、生物多様性の保全、クリーンエネルギーや気候変動に関することなど幅広いものとなっていることである。また、環境協力にあたっては、リーディングプロジェクトとして、「環境人材育成事業」、「環境教育啓発事業」、「環境技術交流事業」及び「環境産業協議会の設置」の4つ

の事業を優先事業として位置づけ、実施に協力することとしたことである。

具体的には、次のとおりである。

#### ① 環境人材育成事業

ハノイ市の環境行政職員を本県に招請し、廃棄物処理やリサイクル、大気汚染・水質汚濁等の環境問題の対応について、講義、視察、グループ討議などの研修を実施して環境人材を育成する（2010年度までに9名の研修生を招聘）。

#### ② 環境教育啓発事業

ハノイ市の職員や教職員等を対象として、現地で環境教育啓発セミナーを実施し、環境教育の人材を育成する。また、ハノイ市が具体的に実施する住民啓発事業について、アクションプラン作成のための研修員受入事業を実施する。

#### ③ 環境技術交流事業

衛生面はもちろん環境への影響が小さく、また、周辺住民の信頼を得て施設の円滑な立地、運営を可能とする準好気性埋立処分方式について、ハノイ市の知識、技術の習得とともに、自ら処分場施設計画を立案できる能力を養成する。また、ハノイ市内の中小規模の最終処分場をモデルとして、処分場施設計画を実践する。

#### ④ 環境産業協議会の設置

ハノイ市が、本県提案書に基づき、環境改善事業を実施するにあたっては、本県企業等が有する環境関連技術の活用が期待できる。このため、福岡県とハノイ市が、事業案件の形成や事業実施体制の協議、及びハノイ市の法制度や商慣行等についての情報交換を行う場として、「環境産業協議会」を設置する。

### 5 江蘇省との環境協力協定

福岡県と江蘇省は1992年に友好交流協定の締結を行っており、その15周年を契機として、2007年には福岡県知事と江蘇省長との間で「日本国福岡県・中華人民共和国江蘇省の友好関係強化に関する協議書」が締結された。

これを受け、2009年に江蘇省長が知事を表敬訪問し、「新エネルギー」、「新材料」、「バイオ」及び「環境」の4分野での経済交流の提案が行われた。

その後、両自治体間で協議が進められ、環境分野から先行して企業交流や人材育成、住民への啓発等、包括的交流を始めることで双方が合意した。

そして、次の「環境人材交流の促進」、「環境技術交流の促進」及び「環境産業交流の促進」の3つの柱を盛り込んだ環境協力協定を締結することで協議が整い、2011年3月、福岡県環境部長と江蘇省環境保護庁長との間で協定の調印が行われた。

今後は、この協定に基づき、福岡県が江蘇省の環境保全に一層の貢献を果たしていくとともに、環境産業の積極的な交流を通じて本県環境産業の振興を図っていくこととしている。

### ①環境人材交流の促進

福岡県は、江蘇省の環境分野の行政官を対象として、福岡県が公害を克服する過程で蓄積したノウハウを活用した人材育成事業を継続して実施する（2010年度までに20名の研修生を招聘）。また、研修を通じて構築した交流関係を更に活発化することとし、研修員及び派遣機関との情報交換を積極的に推進する。

### ②環境技術交流の促進

福岡県と江蘇省は、両地域の環境改善を図るため、環境関連の専門家を相互に派遣することなどにより、互いの環境技術の交流を推進する。

### ③環境産業交流の促進

福岡県と江蘇省は、環境保護産業に関する会議を開催し、環境ビジネス推進にかかる課題等を協議するとともに、互いの環境ビジネス案件の紹介等を行い、相互の企業や技術のマッチングを推進する。

## 2. 「福岡アジア環境協力産業協議会」の設立

### (1) 商工行政としてのアプローチ

- ・国内需要減少への対応、アジア成長の活力を地域経済に呼び込む
- ・環境分野はアジア市場成長のエンジン、むしろ地域企業こそ成功可能性

アジアにおける経済成長の進展、個人所得の向上によって、世界のアジア戦略は、かつての「製造拠点型」から「市場開拓型」に移行してきている。従来の「製造拠点型」が輸出品の製造を主眼にしていたのに対して、「市場開拓型」は現地におけるニーズをつぶさに測り、将来の市場動向にマッチした事業を選択し、環境への対応も考慮した上で事業化を進めるアプローチが求められる。

アジア諸地域における都市部への人口集中と生産活動の増大の結果、現地の環境課題は深刻化しており、アジア諸地域は環境ビジネスの最有望市場である。

わが国の大企業は世界最先端の環境技術を有しているのは事実だが、アジア諸地域にとっては、それらはオーバースペックかつ高コストなのかもしれない。それ故、我が国環境関連技術がアジアにおいてなかなか普及しないとの指摘もある。

一方、わが国の地方自治体や地場企業（多くは中小企業）の有する環境技術は世界最先端ではないものの、様々な地域課題に直面してきた経験に基づき培われてきたものである。そのため、技術的、コスト的にもアジア諸地域におけるニーズに応えることができるのではないかと。また、特に、環境分野は住民の生活に深く関連しており、環境保護のための各種規制や住民教育を含めた行政の諸施策と民間ビジネスの融合によって、ある種のプロジェクト化が可能になると考える。

そのため、コスト的にも、現地の需要に応える観点からも、また、実際のプロジェクト化の面でも、わが国の地方経済、地方行政は重要な役割を果たせると思う。

地域行政、特に商工行政の立場からは、アジアの地方政府との友好提携関係を強化するなどして、その枠組みのもとで、相手の真のニーズを量り、課題の解決に向けた提案や協力をひざ詰めで行い、さらに、採算が取れるビジネスとして長続きする事業の設計・構築に貢献できる可能性を追求すべきである。

我々地方自治体こそ、環境ビジネス海外展開の主役である。

## (2) 「福岡アジア環境協力産業協議会」設立とその意義

福岡県内には、公害克服の過程で蓄積された優れた環境保全技術をはじめ省エネ・新エネ、リサイクル、新材料、バイオ、測定等の先進技術など、環境関連技術の相当な集積があり、これをビジネスとして海外展開できる可能性がある。しかし、県内企業、特に中小企業においては、ビジネスリスク（代金回収の困難、知的財産流出）や情報不足（プロジェクト案件、パートナー情報）等により、せつかくの拡大市場への参入が非常に困難になっている。

福岡県は、アジアの友好提携地域（中国・江蘇省、ベトナム・ハノイ市、タイ・バンコク都など）との間に、「環境協力協定」を締結し、その一環として、環境産業交流の促進を図っていくこととしており、友好提携地域との間の官民含めた強い連携を基礎に、可能な限り安全・安心な取引環境を構築し、ビジネス情報の優先的獲得、最適パートナーの確保等を進めることで、県内企業の環境ビジネス市場への展開を図ろうとしている。

そのため、福岡県の主導の下、環境産業交流のプレーヤーとなる本県内の環境関連企業を中心として構成する「福岡アジア環境協力産業協議会」を設立したものである。

## (3) 組織の概要

- ・設 立 平成 22 年 10 月 1 日
- ・組 織 代表（座長）に、津上賢治氏（九州電力(株) 取締役常務執行役員 国際事業本部長）、副座長に、本郷尚氏（国際協力銀行 特別審議役 環境ビジネス支援室長）が就任。また、協議会の企画運営機関として幹事会を設け、環境ビジネスの海外展開をリードする県内企業、関係機関・団体の代表、行政からは、商工部長、環境部長がそれぞれ就任した。事務局は、県国際経済観光課。
- ・会員企業 幹事企業・団体を含め、70 社を目標としており、今後会員確保に努める。協議会設立を県内にPRするため、設立記念セミナーを開催（平成 23 年 2 月 4 日 ホテルオークラ福岡）。

#### (4) 事業内容

##### ① 環境調査事業

県と友好提携地域が行う定期会議等を通じて環境ビジネス情報の収集を獲得していく。

- ・ 定期会議を通じた環境関連情報の入手

県が行う友好提携地域のカウンターパートとの定期会議を通じて、先方地域の生産企業や工業団地、住民生活上の環境課題をはじめ、当局が行う環境政策上の制度運用状況、公共事業発注情報、研究開発等の情報を入手。また、双方の地域で実施される展示会・商談会に関する情報などを把握し、その活用を図る。

- ・ 現地調査によるビジネス案件情報の入手

県が友好提携地域の協力を得て実施する現地の都市基盤、工業団地の視察や現地企業を対象とする調査等にあたり、これに参加するなどして協議会会員企業で対応できる有益なビジネス情報を把握し、具体的なプロジェクト組成に活かす。

##### ② プロジェクト組成事業

環境調査事業で得られた情報をもとに具体的ビジネス案を検討し、現地の環境ビジネス市場への参入に積極的に取り組む。

- ・ プロジェクト案の仕様書（たたき台）作成

環境コンサル委託により、県内企業が参入可能なプロジェクト案を作成（事業費用の算出が可能となるような仕様書レベルの具体的な案の作成を目指す）。

- ・ 参入可能企業の検討

プロジェクト案を協議会内企業に提供して協議・調整を深め、参入可能企業の役割分担、チームづくりなどについて調整を図り、プロジェクトの実現を目指す。県内企業にない技術については、国内の企業を加えるなど柔軟に対応していく。

##### ③ ミッション派遣事業

友好提携地域の協力を得て、協議会企業による環境ビジネスミッション団を現地に派遣。県内環境技術の現地プレゼン・商談会等を行う。特に、②のプロジェクト組成事業で作成した案件について、見積、実施効果、技術的優位性等を顕示し、プロジェクトの具体化、県内企業の早期参入を図る。

平成 22 年 12 月末に行ったベトナム・ハノイでの現地調査では、生活排水及び工業排水の浄化に対するニーズが大きい。そのため、本年度のミッション事業として、主に排水浄化の課題解決に係る県内企業（協議会会員企業）で構成するミッション団を派遣予定（派遣先：ベトナム・ハノイ 期間：平成 23 年 3 月 23 日～26 日）。